

第 8 期東京都高齢者保健福祉計画 進行管理・取組評価シート

【評定の凡例】

- A 評価：目標を大きく上回って取組を実施
- B 評価：目標をおおむね順調に実施
- C 評価：目標を十分に実施できていない

1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

ビジョン・目標	①元気でいきいきと暮らす 【①－１】高齢者が元気でいきいきと過ごす 【①－２】高齢者が何らかの社会参加を行っている	目標設定するに 至った 現状と課題	○ 東京はすでに超高齢社会に突入し、「人生100年時代」が到来すると言われる中、高齢期において、元気で心豊かに暮らすには、健康な状態をより長く維持することが重要 ○ そのためには、一人ひとりが介護予防・フレイル予防に取り組むとともに、社会とつながり、外出や人との交流の機会を持ち続けることが大切 ○ また、いくつになっても生きがい・役割を持って生活できる地域づくりや、高齢者が自らの希望に応じて働き、経験を生かしながら活躍できる環境が求められる
	参考指標 (アウトカム指標)		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項1	フレイル予防の観点から、通いの場の機能強化に取り組む区市町村に対し、多様な予防プログラムの展開を支援 (関連する取組) ・介護予防・フレイル予防推進支援センター設置事業 【介護予防・フレイル予防支援強化事業】	6区市町村 (令和5年度まで)	3区市	<自己評価> ・葛飾区、府中市、国分寺市における多様な予防プログラムの展開を支援し、おおむね順調に実施 <今後の取組方針> ・引き続き取組を推進する	4区市	<自己評価> ・中野区、板橋区、練馬区、清瀬市における多様な予防プログラムの展開を支援し、おおむね順調に実施 <今後の取組方針> ・引き続き取組を推進する	2区 (累計9区市)	<自己評価> ・豊島区、荒川区における多様な予防プログラムの展開を支援し、おおむね順調に実施 <評価の考え方> ・指標の6区市町村を上回る9区市町村に支援を実施。引き続き取組を推進する	A	別紙5-1 5-2
事項2	通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化等を推進する「介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村を支援 (関連する取組) ・介護予防・フレイル予防推進員配置事業 【介護予防・フレイル予防支援強化事業】	62区市町村 で各1人以上 (令和5年度まで)	29区市町	<自己評価> ・令和2年度26区市町から令和3年度29区市町と実施区市町村数は増加している <今後の取組方針> ・未実施区市町村の状況を確認し、引き続き取組を推進する	30区市町	<自己評価> ・令和4年度30区市町と昨年度から実施区市町村数は増加している <今後の取組方針> ・実施区市町村の好事例を収集し、引き続き取組を推進する	31区市町	<自己評価> ・令和5年度31区市町と昨年度から実施区市町村数は増加している <評価の考え方> ・指標を達成していないため、実施区市町村の好事例を収集し、引き続き取組を推進する	C	別紙5-1 5-3
事項3	短期集中予防サービスに先駆的に取り組む区市町村に対し、定期的な訪問や助言等による一定期間の支援を実施 (関連する取組) ・短期集中予防サービス強化支援事業	7区市町村 (令和5年度まで)	3区市	<自己評価> ・豊島区、町田市、八王子市をモデル区市町村として事業を実施 <今後の取組方針> ・引き続き取組を推進する	2市	<自己評価> ・府中市、西東京市をモデル区市町村として事業を実施 <今後の取組方針> ・引き続き取組を推進する	2市 (累計7区市)	<自己評価> ・羽村市、あきる野市をモデル区市町村として事業を実施 <評価の考え方> ・指標と同じ7区市町村に支援を実施。引き続き取組を推進する	B	別紙5-4

介護予防・フレイル予防支援強化事業

(5 予算額 358,044千円)

これまでの取組（H29年度～R1年度）と現状

地域づくりによる介護予防（主に体操等を行う通いの場）を推進する区市町村を支援。都内の通いの場の参加率は着実に上昇

- 東京都介護予防推進支援センター設置事業（～R1）
健康長寿医療センターに介護予防推進支援センターを設置し、通いの場づくり等に取り組む区市町村に専門的な支援を提供
- 介護予防による地域づくり推進員配置事業（～R1）
住民主体の通いの場を育成する職員等を配置する区市町村に補助

今後の方向

- ・ 国は健康寿命延伸のための取組の柱の1つとして、介護予防・フレイル予防を位置づけ、実施拠点となる通いの場を大幅に拡充する方向
- ・ また、国は通いの場等の取組について、専門職の関与も得ながら、多様な関係者や事業等と連携し、充実を図る方向を明示

⇒都において、通いの場等の一層の拡大と、以下の観点での充実を図る

- ・ **フレイル予防の観点を踏まえ、通いの場の機能強化を推進**
- ・ **東京の地域特性に応じた、多様な通いの場づくりを推進**

事業内容

フレイル予防の視点を踏まえ、通いの場を始めとした地域における介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、これまでの取組内容を強化し、区市町村を支援

○ 介護予防・フレイル予防推進支援センター設置事業 (114,009千円)

健康長寿医療センターの有する知見を活用し、住民主体の介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に、専門的・技術的支援を提供

○ 介護予防・フレイル予防推進員配置事業 (244,035千円)

通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化を促進する取組を推進する職員を配置する場合に補助10/10



介護予防・フレイル予防推進支援センター設置事業（5予算額 114,009千円）

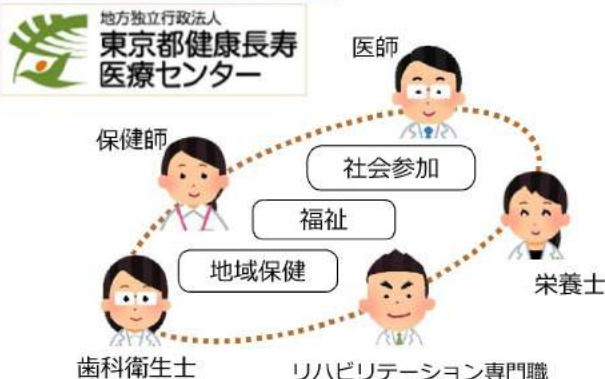
- (地独) 東京都健康長寿医療センターに蓄積するフレイル予防の研究成果や、地域における介護予防活動の展開手法を総合的に活用するため、介護予防推進支援センター（平成29年度～令和元年度）を再構築
- フレイル予防の視点を踏まえ、住民主体の通いの場づくりを始めとした地域における介護予防活動の拡大・機能強化を推進する区市町村に専門的・技術的な支援を提供し、取組を支援

強化ポイント

- ▶ フレイル予防の観点を踏まえた予防活動のプログラムを提供
- ▶ 地域特性に応じた多様な通いの場の実施を支援

東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター事業内容

センターの運営体制



- ・ 都における高齢者の医療・研究の拠点である健康長寿医療センターの人材※を、総合的に活用

※ 医師、保健師、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士など多様な専門分野の研究職

- ・ センターと都が連携し、外部有識者の協力も得ながら、区市町村の支援ニーズを定期的に把握し、効果的な支援を提供

人材育成

- 介護予防・フレイル予防に取り組む行政職員向け研修を実施
- 介護予防・フレイル予防推進員向け研修を実施

相談支援

- 介護予防事業等に関する相談に対し、専門的知見から助言
- 区市町村における多様な予防プログラムの展開を支援

評価・効果分析

- 地域特性に応じた介護予防活動等を支援するため、地域診断の手法や効果的な通いの場の展開手法等を提案
- 積極的に介護予防・フレイル予防に取り組む区市町村の取組について、効果の評価・分析等を実施し、他地域への拡大・横展開を支援

普及啓発

- 区市町村に向け、HP等を通じ、センターによる支援の成果等について情報を発信

介護予防・フレイル予防推進員配置事業

(5 予算額 244,035千円)

事業内容

令和2年度に、フレイル予防の観点を踏まえた、通いの場等の介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、「介護予防による地域づくり推進員配置事業」を再構築。

(平成29年度～令和元年度)

「介護予防による地域づくり推進員」

住民主体の地域づくりにつながる介護予防活動
(主に体操等を行う通いの場) を推進

【取組内容】

- ◇介護予防の体制整備
- ◇地域の住民及び介護予防活動を行う自主グループの支援

令和2年度～

「介護予防・フレイル予防推進員」

通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化を促進する取組を推進

【取組内容】

○ 通いの場の拡大・継続支援等

- ・「介護予防の体制整備」「地域の住民及び介護予防活動を行う自主グループの支援」を継続実施
- ・身近な地域における多様な通いの場等の取組状況の把握

○ 通いの場等におけるフレイル予防等の観点を踏まえた予防活動の促進 (新)

- ・地域の自主グループ等に対し、フレイル予防の観点を踏まえたプログラムの普及を図る

補助概要

【実施主体】

区市町村(地域包括支援センターへ委託可)

【補助内容】

介護予防・フレイル予防推進員の配置経費を基本として、事業実施に必要な経費を対象とする(備品購入費除く)。

(補助対象経費)

事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、負担金

【補助基準額】

1人当たり5,500千円

(65歳以上人口10,000人以上の区市町村 ⇒ 最大2人)

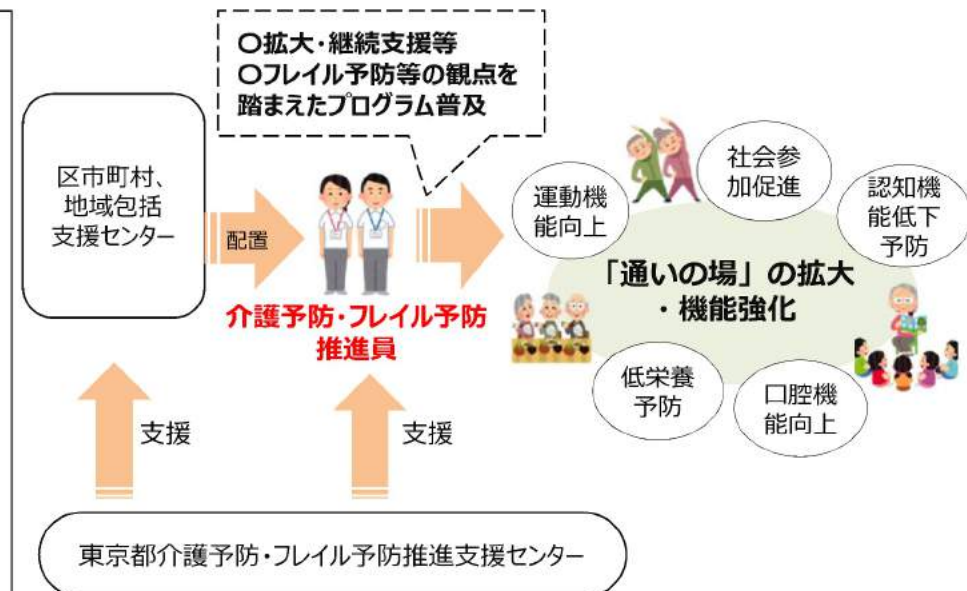
(65歳以上人口10,000人未満の区市町村 ⇒ 最大1人)

【補助率】

10/10

【人員配置】

リハビリテーション専門職、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他関連業務経験者



※区市町村、介護予防・フレイル予防推進員に対する研修・相談支援を実施

短期集中予防サービス強化支援事業

(5 予算額 33,492千円)

現 状

- 介護人材の不足が見込まれる中、従来の専門職による介護サービスの提供は難しくなることが予想。
- 要支援者等が可能な限り自立した生活を継続できるような取組や支援が大変重要。
- 区市町村は、軽度者に効果的な支援を行うため、国事業の介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを最大限に活用する必要。

課 題

- 短期集中予防サービスを効果的に行い、要支援者の状態を改善するとともに、セルフケアにつなぐケアマネジメントを実施することについて、多くの区市町村で課題が存在。
- 都として、区市町村における短期集中予防サービスを中心とした自立支援に向けた取組への強化支援が必要。

【短期集中予防サービスを活用したケアマネジメントのイメージ】

・専門職の関与が不要に
・地域の中での社会参加



取 組

短期集中予防サービスに取り組む区市町村を定期的な訪問や助言等により一定期間支援し、他事業（地域ケア会議、一般介護予防事業等）とも連携した効果的な実施を推進することで、要支援者等のセルフケア能力向上や社会参加の促進を図る。

【内 容】

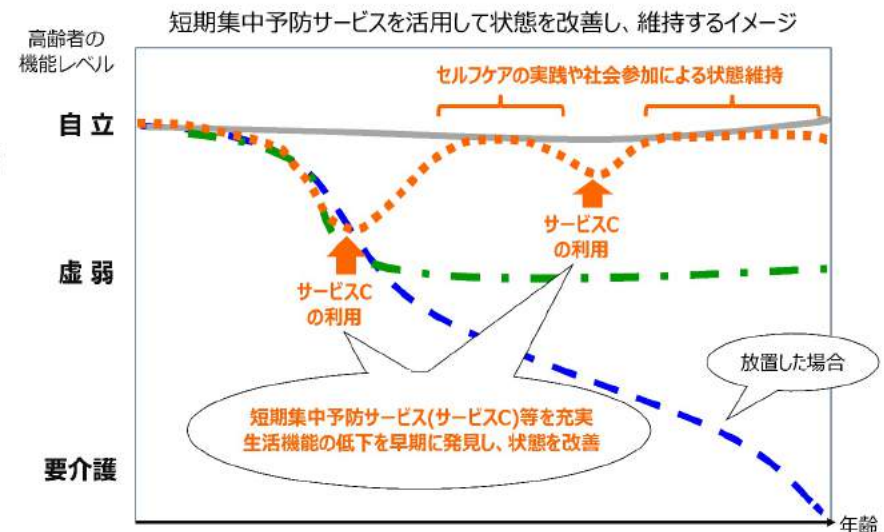
1 アドバイザーチームによるモデル区市町村への伴走型支援

有識者を中心としたアドバイザーチームによる、短期集中予防サービスに係る事業の立ち上げ又は再構築の支援、他事業との連動の支援

2 都内区市町村を対象とした、取組の横展開を実施

- ・ 取組報告会（モデル区市町村の成果等に係る情報提供等）
- ・ 手引き及び研修プログラムの作成

【実施期間】 3 年 【R5実施規模】 2自治体



資料：地域包括支援センター運営マニュアル2訂（平成30年6月 一般財団法人長寿社会開発センター）一部改変

2 介護施設等の整備推進

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-1】希望に応じたサービスが必要な時に受けられる	目標設定するに 至った 現状と課題	○ 常時介護を必要とし、在宅生活が困難な高齢者の生活の場の一つとして特別養護老人ホームの整備は重要。全国比で高齢者人口に対する特別養護老人ホームの整備率が低く、また、地域による施設の偏在が課題 ○ 急性期の治療後、在宅生活への復帰を支援する施設として、老人保健施設の整備は重要。全国比で高齢者人口に対する介護老人保健施設の整備率が低く、また、地域による施設の偏在が課題 ○ 認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、認知症高齢者グループホームの充実が必要。地価が高く土地の確保が困難であること等により、設置が進んでいない地域がある
参考指標 (アウトカム指標)	・介護施設の整備数		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評定の考え方	評定	
事項1	特別養護老人ホームの整備を促進 (関連する取組) ・特別養護老人ホームの整備	64,000人 (令和12年度末)	52,060人	<自己評価> ・令和3年度から、整備率が低い地域の補助単価のさらなる増額を行い、整備促進に向けた取り組みを強化した。 <今後の取組方針> ・2030年度までの定員64,000人の確保に向け、整備促進に取り組んでいく。	53,096人	<自己評価> ・整備率が低い地域の補助単価の増額等、整備促進に向けた取組を引き続き推進した <今後の取組方針> ・建築価格上昇に対応するための高騰加算を増額する等、整備促進に取り組んでいく。	53,630人	<自己評価> ・整備率が低い地域への補助単価の増額や、建築価格上昇に対応するための高騰加算の増額など、整備促進に取り組んだ。 <評定の考え方> ・令和12年度の指標達成に向け、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映する等、整備促進に取り組んでいく。	-	別紙5-5
事項2	介護老人保健施設の整備を促進 (関連する取組) ・介護老人保健施設の整備	30,000人 (令和12年度末)	22,059人	<自己評価> ・令和3年度から、整備率が低い地域の補助単価のさらなる増額や補助協議回数の増加等、整備促進に向けた取組を強化しているが、土地確保が困難であること等から整備数は伸び悩んでいる。 <今後の取組方針> ・既存建物の改修による整備を新たに補助対象に加えるとともに、整備費や借地料等への補助について広く周知し、整備を促進する。	22,027人	<自己評価> ・既存建物の改修による整備を新たに補助対象に加え増床の動機づけを図る等、整備促進に向けた取組を引き続き推進した。 <今後の取組方針> ・建築価格上昇に対応するための高騰加算を増額する等、整備促進に取り組んでいく。	21,984人	<自己評価> ・整備率が低い地域への補助単価の増額や、建築価格上昇に対応するための高騰加算の増額など、整備促進に取り組んだ。 ・施設の廃止や定員減で実績減となった。 <評定の考え方> ・9期計画において、介護老人保健施設と介護医療院を一体とした指標に変更した。 ・令和12年度の指標達成に向け、介護医療院の補助制度を創設する等、整備促進に取り組んでいく。	-	別紙5-5
事項3	認知症高齢者グループホームの整備を促進 (関連する取組) ・認知症高齢者グループホーム整備促進事業 ※令和4年度から事業名変更（旧「認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業」）	20,000人 (令和12年度末)	11,973人	<自己評価> ・令和3年度から重点地域の拡大、7期中にも重点地域の拡大、高騰加算の導入等の整備促進策を図ってきたものの、目標値と大きな乖離がある。 <今後の取組方針> ・区市町村に補助制度の周知を図るとともに着実に実施し、整備促進を働きかけていく。	12,263人	<自己評価> ・重点地域の拡大等の整備促進に向けた取組を引き続き推進した。 <今後の取組方針> ・建築価格上昇に対応するための高騰加算を増額する等、整備促進に取り組んでいく。	12,643人	<自己評価> ・整備率が低い地域への補助単価の増額や、建築価格上昇に対応するための高騰加算の増額など、整備促進に取り組んだ。 <評定の考え方> ・令和12年度の指標達成に向け、建築費高騰への対応として物価変動分を補助額に反映する等、整備促進に取り組んでいく。	-	別紙5-5

施設の整備状況

第8期高齢者保健福祉計画において、令和12（2030）年度末の整備目標を設定



課題と取組の方向性

【整備に向けた課題】

- ◆ 施設整備に係る事業者負担の軽減、施設用地の確保
- ◆ 施設・在宅サービスのバランスのよい整備、施設の地域偏在の解消
- ◆ 施設における居住環境の改善、安全・安心の確保

第8期計画 における 取組の方向性

- ◆ 整備率が低い地域等への整備費補助の拡充
- ◆ 施設用地確保に対する支援の充実
- ◆ 大規模改修、居住環境の整備への支援
- ◆ 災害・感染症対策への支援

令和5年度における主な取組

施設整備への支援

- ◎ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の整備費補助 **R5拡充**
 - ・ 整備率の低い地域への補助単価を加算（R3年度～最大1.8倍）
 - ・ 建築費上昇に対応するための高騰加算を増額（基準単価の40%）
（例）創設（ユニット型/併設なし）：最大1,100万円/床（高騰加算含む）
- ◎ 認知症高齢者グループホームの整備費補助 **R5拡充**
 - ・ 整備率の低い地域への補助単価を1.5倍に加算（R3年度～対象拡大）
 - ・ 建築費上昇に対応するため補助額を増額
（例）創設（2ユニット/併設なし）：最大1億1,260万円/施設（高騰加算含む）
- ◎ 地域密着型サービス等の整備費補助 **R5拡充**
 - ・ 建築費上昇に対応するため補助額を増額
- ◎ 開設前の人件費・備品購入費等の施設開設準備経費を支援 **R5拡充**
 - ・ 物価の高騰を踏まえ、補助額を増額

施設用地確保への支援

- ◎ 公有地の活用促進
 - ・ 都有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
 - ・ 区市町村所有地での特養・老健整備に対する区市町村補助を支援（補助率1/2、最大2億円）
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助
 - ・ 路線価の1/2（特養・老健は最大3/4）、最大10億円まで補助
- ◎ 特養・老健の借地料を補助 **時限延長**
 - ・ 民有地・国有地の借地料60か月分を補助（最大2,500万円/年）
- ◎ 区市町村が行う施設整備用地確保の取組を支援
 - ・ 説明会・土地所有者とのマッチング等（補助率2/3、最大979.3万円）

環境整備への支援

- ◎ 大規模改修や居住環境の改善等に向けた改修を支援 **R5拡充**
 - ・ 建築費上昇を踏まえ補助を増額（大規模改修：補助率1/2、最大6,000万円）
- ◎ 非常用自家発電設備などの防災・減災対策設備の整備を支援
- ◎ 簡易陰圧装置など感染症対策設備の整備を支援
- ◎ 災害や感染症の発生に備えたBCPの策定を支援
- ◎ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業 **R5新規**
 - ・ 掃除・配膳ロボットの導入を支援（補助率1/2、最大120万円）
 - ・ 入所者とのコミュニケーションを行う分身ロボットを活用した介護業務のタスクシェアについて検証

3 介護給付適正化に関する支援

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-1】希望に応じたサービスが必要な時に受けられる	目標設定するに 至った 現状と課題	○ 高齢者の自立した日常生活のために必要な質の高いサービスを提供するとともに、財源と人材をより効果的・効率的に活用し、介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護給付適正化の取組を進める必要 ○ 一方で、区市町村の人員体制や専門性を有する職員の確保等の課題が存在
参考指標 (アウトカム指標)	・ 自立支援に資する適切なサービスが提供されている		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評定の考え方	評定	
事項1	区市町村において介護給付適正化の主要5事業を実施できるよう、研修や好事例の提供等を通じて支援 (関連する取組) ・東京都介護給付適正化推進研修会等	62区市町村 (令和5年度まで)	<参考> 51区市町村 (R2年度実績) <参考> R2実績について 主要5事業未実施自治体 区部：2自治体 市部：3自治体 町村部：6自治体 特に町村部において、人員体制の確保等の課題から主要5事業のうち、一部実施にとどまる状況がある。 <今後の取組方針> 技術的助言等を活用して、給付適正化に向けた点検の実施等、好事例を提示し、区市町村を支援する。	<参考> 51区市町村 (R3年度実績) <自己評価> ・東京都介護給付適正化推進研修会において、高齢者向け住宅と関連の高いケアプラン点検について講演を行う等、国の推進する内容に則した研修を実施した。 <今後の取組方針> ・技術的助言や国保連との個別支援を活用して、給付適正化に向けた点検の実施等、好事例を提示し、区市町村を支援する。	<参考> 52区市町村 (R5年度実績(予定含む)) <自己評価> ・東京都介護給付適正化推進研修会において介護給付適正化の推進に資する講演や収集した好事例の共有を行うほか、国保連との個別支援等を通じて、国の推進する内容に則した支援を実施した。 <評定の考え方> ・実績欄には区市町村の取組状況を参考に記載している。目標である62区市町村への支援については、東京都介護給付適正化推進研修会、収集した好事例の共有、国保連との個別支援等において実施した。	B	別紙 5-6 5-7			
事項2	区市町村において住宅改修や福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けることができるよう、好事例等の情報を提供 (関連する取組) ・東京都介護給付適正化推進研修会等	62区市町村 (令和5年度まで)	<参考> 45区市町村 (R2年度実績) <参考> R2実績について リハ専門職等の関与未実施自治体 区部：5自治体 市部：6自治体 町村部：6自治体 リハ専門職等が関与することの効果を理解し、仕組みを取り入れる自治体が増えてきたが、新規及び継続的な人員確保に課題がある。 <今後の取組方針> 技術的助言等を活用して、他保険者の導入状況や成果等の情報提供を行い、区市町村を支援する	<参考> 45区市町村 (R3年度実績) <自己評価> ・保険者機能強化のための区市町村研修において、利用者の自立支援重度化防止や地域資源の有効活用ということで、リハビリテーション専門職等との連携推進について講演を行い、具体的な関与の仕組みを作る方法や成果等の情報を提供した。 <今後の取組方針> ・研修等の機会を通じて、多職種連携について推進できるよう情報提供し、保険者の取組を支援する。	<参考> 37区市町村 (R5年度実績(予定含む)) <自己評価> ・保険者機能強化のための区市町村研修において多職種連携の推進に資する講演を実施するほか、保険者の取組状況を提供した。 <評定の考え方> ・実績欄には区市町村の取組状況を参考に記載している。目標の62区市町村への支援については、保険者機能強化のための区市町村研修や保険者の取組状況の提供等において実施した。	B	別紙 5-6 5-7			

(別添)

令和5年度 東京都介護給付適正化推進研修会 次 第

日 時： 令和5年11月30日（木曜日） 13時30分から15時30分まで
 対象者： 各区市町村介護給付適正化担当者（要介護認定の適正化を除く。）
 実施方法： Web会議サービス「Microsoft Teams」による開催
 主 催： 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

時間 (目安)	内 容
13:10	「Microsoft Teams」接続開始
13:30	開会 ・令和4年度介護給付適正化の実施目標等に係る アンケート結果について ・第6期「介護給付適正化計画」に関する指針等について 【東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 保険者支援担当】
14:00	・給付実績の帳票を活用したケアプラン点検等の対象選定について 【東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護保険課 介護給付適正係】
14:30	・福祉用具貸与、住宅改修等の適正化について 令和4年度老人保健健康増進等事業 「介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する 調査研究事業報告書」から 【武蔵野市 健康福祉部高齢者支援課介護保険係長 高田 陽介 氏】
14:50	(休憩)
15:00	・第9期計画における介護給付適正化の取組と目標について<グループワーク>
15:30	閉会

※当日の時間配分、次第は変更になる可能性があります。

令和 5 年度

保険者機能強化のための区市町村職員研修

日 時	令和5年11月14日（火曜日）13時20分から16時まで
対象者	地域支援事業担当、計画策定担当、介護保険担当職員、地域包括支援センター職員等
実施方法	Web会議サービス「Microsoft Teams」により開催 ※今回の研修では、チャット機能を使った質疑応答の時間を設けます。直接講師の方に話を伺える機会ですので、事前もしくは当日に質問をお寄せください。 ※YouTubeによる録画の後日配信はありません。
ねらい	本研修では、第9期計画策定において区市町村が自立支援・介護予防・重度化防止等の取組を推進するために必要な知識や考え方等について理解を深めていただくことを目指しています。

《研修内容》

（※内容は変更になる場合があります）

時間	内容
13:20～13:25	研修ガイダンス（5分）
13:25～14:25 （60分）	◆講演 「保険者機能強化と総合事業充実に向けた取組みと関連施策」 講師 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室室長補佐 岸 英二 氏
14:25～14:35	質疑応答（10分）
14:35～14:50 （15分）	◆伝達研修 「第9期介護保険事業計画の作成に向けて」 講師 東京都高齢者施策推進部介護保険課 <教材> 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 （国立保健医療科学院 令和5年9月25日実施） 厚生労働省老健局 介護保険計画課 老人福祉計画官 加藤 昭宏 氏
14:50～15:00	休憩（10分）
15:00～15:45 （45分）	◆講演 「保険者機能強化の実際 ～理論と実践～」 講師 稲城市高齢福祉課地域支援係長 飯野 雄治 氏
15:45～15:55	質疑応答（10分）
15:55～16:00	東京都からの事務連絡等（5分）

4 介護人材対策の推進

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-1】希望に応じたサービスが必要な時に受けられる	目標設定するに 至った現状と課題	〇 都内における介護職員数は、令和7年（2025年）度には、約3万1千人が不足 〇 この需給ギャップを埋めるため、東京都は、中長期的な視点で介護人材の確保・定着・育成対策を総合的に推進していくことが必要 〇 また、令和22年（2040年）にむけ、さらなる生産年齢人口の減少と介護ニーズの増大をふまえ、新たな施策の展開が必要
参考指標 (アウトカム指標)	・要介護認定者一人当たりの介護職員数		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項1	介護業務への就労を希望する離職者等を都内の介護施設等で直接雇用した上で、働きながら介護資格を取得することを支援 (関連する取組) ・介護職員就業促進事業〔介護人材確保対策事業〕	雇用750人以上 (各年度)	1,028人	<自己評価> ・コロナ禍の社会状況もあり、1,000人以上の利用があった。 ・より多くの事業者を利用してもらえるよう、事業を分かりやすく紹介した動画などを作成し、広く周知した。 <今後の取組方針> ・引き続き、認知度を上げ、幅広い事業者が活用できる仕組みとしていく。	901人	<自己評価> ・令和3年度に比べ、他業種の求人状況が回復したこと、就業の実績は落ちたものの、参加事業所数は増加し、一定の利用を維持できた。 ・インターネットやSNSでの広報を強化し、一層の利用の周知を図った。 <今後の取組方針> ・引き続き、認知度を上げ、多くの都民・事業者が活用できる仕組みとしていく。	941人	<自己評価> ・令和3年度実績には届かなかったものの、令和4年度より増加した。これまで年度当初に1回行っていた事業所募集について、2回目の募集を行うなど、事業所がより参加しやすいよう改善を行った。 <評価の考え方> ・指標目標は達成している。また、コロナ禍の令和3年度を除けば、順調に実績は伸びてはおり一定の成果は上がっている。 ・一方で、近年の介護人材不足の厳しい状況を踏まえ、他事業も含め一層の確保支援の取組が必要となっている。	A	別紙5-8 5-9
事項2	多様な人材の介護職場への参入促進に取り組む区市町村を支援 (関連する取組) ・東京都区市町村介護人材確保対策事業	40区市町村以上 (令和5年度まで)	46区市町村 140事業	<自己評価> ・令和3年度から、区市町村担当者連絡会を年2回開催し、新規メニューの紹介や、具体的な活用事業、他区市町村の取組等を紹介した。 ・区市町村の負担を軽減するため、申請の手続きを簡素化した。 <今後の取組方針> ・引き続き区市町村が活用できるメニューを検討していくとともに、現行メニューの具体的な事業や他の区市町村の取組などの紹介に注力していく。	48区市町村 151事業	<自己評価> ・令和4年度も区市町村担当者連絡会を年2回開催し、新規メニューの紹介や、具体的な活用事業、他区市町村の取組等を紹介した。 ・比較的可容に組み入れるメニューなどを改めて紹介するなど、補助金未利用の区市町村に利用を促した。 <今後の取組方針> ・引き続き区市町村が活用できるメニューを検討していくとともに、現行メニューの具体的な事業や他の区市町村の取組などの紹介に注力していく。	48区市町村 159事業	<自己評価> ・令和4年度と比較し、区市町村数は横ばいとなっているが、事業数は増加している。 ・令和5年度も区市町村担当者連絡会を年2回開催し、補助金メニューの紹介や、具体的な活用事業、他区市町村の取組等を紹介した。 <評価の考え方> ・指標目標は達成した。また、取組事業の総数や補助金額も着実に伸びてはおり一定の成果は上がっている。 ・今後は、小規模自治体においても活用を進めていくことが課題となっている。	A	別紙5-8 5-9

介護人材確保対策事業(概要)

事業概要

将来を担う学生、主婦、元気高齢者、就業者及び離職者を対象として、「介護現場を体験する機会」を設け介護業務への魅力ややりがいを体験するとともに、「介護職員初任者研修」の受講から就労までの一連の流れを、一貫して行うことで、将来に向けた介護人材を安定して確保する。
また、既卒者や離職者を、都委託先の「介護施設等で直接雇用」して、働きながら介護資格を取得させることにより、介護人材を即戦力として確保する。

職場体験

12,935千円

介護業務の経験を希望する者に、介護体験相談員が個々の要望を踏まえた相談及び体験職場の案内を行うことで、介護業務のネガティブなイメージを払拭するとともに、早期離職による介護人材流出を防止することにより、福祉・介護人材の安定的な参入促進を図る。

- (1) 対象者…都内で就労を希望する学生、主婦、元気高齢者、就業者及び離職者
- (2) 実施規模…1,000人(体験者一人当たり3日まで、延3,000人)
- (3) 受入費用…受入れ1人1日について6,760円支払(体験者は無給)

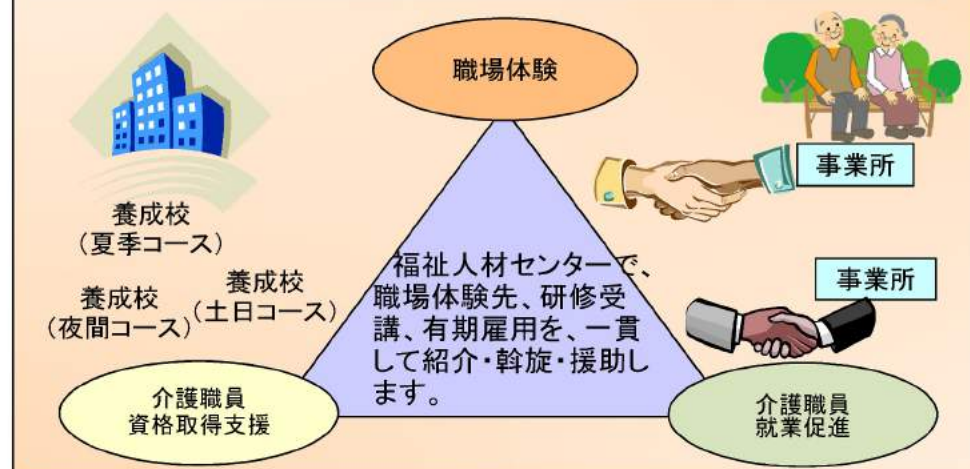
介護職員資格取得支援

126,327千円

学生等に対して、無料の介護職員初任者研修等を開講して就職先の選択肢を拡大させるとともに、介護業界への就労を希望する者に対して資格取得を支援することにより、介護分野の人材確保と定着を図る。

- (1) 対象者…職場体験を行った者のうち、都内の介護業界への就労を希望する者。
- (2) 実施規模…900人
- (3) 受講料…1人当たり92,000円(無料)(資格により変動)

学生、主婦、元気高齢者、就業者、離職者



介護職員就業促進

2,186,311千円

介護業務への就労を希望する無資格の者等を対象として、介護施設等での雇用確保と資格取得支援を併せて行い、介護分野へ人材を誘導するとともに即戦力を確保する。

- (1) 対象者…介護業界への就労を希望する者(ただし、学生を除く。)
- (2) 実施規模…1,200人(有期雇用契約6ヶ月間経過後は、受入先・対象者双方協議のうえ継続雇用)
- (3) 雇用経費…一人当たり1,980千円(資格の有無・勤務形態より変動)

目 的

区市町村が取り組む介護人材対策への支援を行い、地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成を図る。

令和5年度予算額

310,000,000円

補助概要

●補助率：3 / 4 ●補助基準額：1区市町村あたり上限額20,000,000円

令和5年度 全15メニュー（令和4年度から変更なし）

介護人材育成

- (1) 介護未経験者に対する研修支援事業（資格取得支援）
- (2) 現任介護人材に対する研修支援事業
 - ア 介護人材キャリアアップ研修支援事業
 - イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護人材確保

- (3) 多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業
- (4) 多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業
- (5) 多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業
- (6) 介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業
- (7) 潜在介護人材の再就業促進事業

周辺業務
人材確保

- (8) 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業
- (9) 介護の周辺業務等の体験支援
- (10) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業
- (11) 介護人材確保のためのボランティアポイント事業

環 境

- (12) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

基 盤

- (13) 区市町村介護人材確保プラットフォーム構築事業

過 疎

- (14) 離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

その他

- (15) その他事業
 - ア 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業
 - イ 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業
 - ウ 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

区市町村介護人材対策事業費補助金 補助メニュー概要

◆：取組み例

(1) 介護未経験者に対する研修支援事業（資格取得支援）

- ◆ 初任者研修や実務者研修に対する受講料等補助
- ◆ 介護未経験者が介護に関する基本的な知識・技術を習得するための研修の実施
- ◆ 介護福祉士資格取得のために要する経費等補助

(2) 現任介護人材に対する研修支援事業**ア 介護人材キャリアアップ研修支援事業****イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業**

- ◆ 中堅職員向け等、介護職員の資質向上やキャリアアップに係る研修の開催
- ◆ 小規模事業者の共同による人材育成環境整備に係る経費等補助
- ◆ 介護職員が認知症介護の知識や技術を習得するための研修の実施

(3) 多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

- ◆ 学生が作成するフリーペーパー等の周知・広報
- ◆ 介護事業者等による学校への訪問研修の実施

(4) 多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業

- ◆ 介護事業所において学生等を受け入れる職場体験事業の実施

(5) 多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業

- ◆ 求職者等に対する合同就職説明会の実施

(6) 介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業

- ◆ 職場体験、働きながらの資格取得支援事業を実施

(7) 潜在介護人材の再就業促進事業

- ◆ 地域における資格取得者の掘り起こし、普及啓発、マッチング、就業支援などを実施

(8) 介護に関する入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

- ◆ 入門的研修や生活援助従事者研修を実施し、研修修了者に対して介護施設等とのマッチング支援

(9) 介護の周辺業務等の体験支援

- ◆ 介護に関する入門的研修の受講者等に対する体験的職場研修の経費に対して助成

(10) 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

- ◆ 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーの実施

(11) 介護人材確保のためのボランティアポイント事業

- ◆ 元気高齢者等が介護施設でボランティアを行う場合にポイントを付与

(12) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ◆ 管理者等における雇用管理改善の取組みを促進するための説明会の開催
- ◆ 女性が働き続けることのできる職場づくりのための相談やコンサルティング経費等の補助
- ◆ 介護事業者による事業協同組合設立への支援

(13) 区市町村介護人材確保プラットフォーム構築事業

- ◆ 介護人材確保に向けた中核機関や協議会の設置

(14) 離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

- ◆ 離島や中山間地域における地域外からの人材確保や資質向上の取組みへの支援

(15) その他事業**ア 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業****イ 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業****ウ 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業**

- ◆ 介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための経費等補助
- ◆ 新人職員に対する定着支援のためのエルダー、メンター制度等を整備する介護事業者に対して、制度構築につなげるための研修
- ◆ 離職した介護職員を対象に、離職理由等の実態把握のための調査の実施

5 高齢者の住まいの確保

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②ー2】高齢になっても安心して住める	目標設定するに 至った 現状と課題	○ 居住空間の質の確保に加え、生活支援や介護・医療等のサービスも一体的に提供されるサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進が重要 ○ 民間賃貸住宅においては、家賃の不払、入居中の事故等に対する家主の不安等から、単身の高齢者や高齢者のみ世帯に対する入居制限が依然として見られる ○ 一人暮らし高齢者が増加しており、地域から孤立しがちな高齢者に対する、見守りや地域における支え合いの仕組みづくりが必要
参考指標 (アウトカム指標)	・ サービス付き高齢者向け住宅等の供給戸数 ・ 居住支援協議会の設置数		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価のポイント	評価	
事項1	サービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進 (バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービス等の付いた住宅として登録されたサービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進)	28,000戸 (令和7年度まで)	累計 23,858戸 (R3年度 1,039戸)	<自己評価> ・1,200戸/年(「未来の東京」戦略 3か年のアクションプラン)に対し、左記のとおり1,039戸を供給 <今後の取組方針> ・高齢者と一般世帯との交流を促し、世代間での助け合い、近居などにより高齢者が安心して生活できるよう、一般住宅や交流施設の併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の整備等に向けた取組を進める。 <備考> ・R4年3月改定の東京都住宅マスタープランにて、左記政策指標を設定したため併記している。	<自己評価> ・1,200戸/年(「未来の東京」戦略 3か年のアクションプラン)に対し、左記のとおり366戸を供給 <今後の取組方針> ・引き続き、整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。 <備考> ・R4年3月改定の東京都住宅マスタープランにて、左記政策指標を設定したため併記している。	累計 24,493戸 (R5年度 269戸)	<自己評価> ・1,200戸/年(「未来の東京」戦略 3か年のアクションプラン)に対し、左記のとおり269戸を供給 <評価の考え方> ・目標年度が令和7年度であり、現時点で評価できないため「－」とする。 ・引き続き、整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。 <備考> ・R4年3月改定の東京都住宅マスタープランにて、左記政策指標を設定したため併記している。	－	別紙 5-10	
	(関連する取組) ・東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (R4.3改定 東京都住宅マスタープラン) 33,000戸 (令和12年度まで)									
事項2	高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、区市町村における居住支援協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを実施	都内49区市の3分の2以上 (令和7年度まで)	1市	<自己評価> ・令和3年度に1市で設立され、令和3年度末現在、26区市(17区9市)において設立済 <今後の取組方針> ・区市町村における協議会の設立促進及び活動支援に向け、引き続き、セミナー開催やパンフレット配布、技術的・財政的支援等をきめ細かく実施 <備考> ・R4年3月改定の東京都住宅マスタープランにて、左記政策指標を設定したため併記している。	<自己評価> ・令和4年度に2区2市で設立され、令和4年度末現在、30区市(19区11市)において設立済 <今後の取組方針> ・区市町村における協議会の設立促進及び活動支援に向け、引き続き、セミナー開催やパンフレット配布、技術的・財政的支援等をきめ細かく実施 <備考> ・R4年3月改定の東京都住宅マスタープランにて、左記政策指標を設定したため併記している。	1区1市	<自己評価> ・令和5年度に1区1市で設立され、令和5年度末現在、32区市(20区12市)において設立済 <評価の考え方> ・目標年度が令和7年度であり、現時点で評価できないため「－」とする。 ・区市町村における協議会の設立促進及び活動支援に向け、引き続き、セミナー開催やパンフレット配布、技術的・財政的支援等をきめ細かく実施 <備考> ・R4年3月改定の東京都住宅マスタープランにて、左記政策指標を設定したため併記している。	－	別紙 5-10	
	(関連する取組) ・居住支援協議会 (R4.3改定 東京都住宅マスタープラン) 協議会を設立した区市町村の人口カバー率 95%以上 (令和12年度まで)									

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

【取組概要等】

令和5年度予算 1,072百万円（住宅政策本部所管分）

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉局】

※東京都住宅マスタープラン（2022（令和4）年3月改定）

政策指標

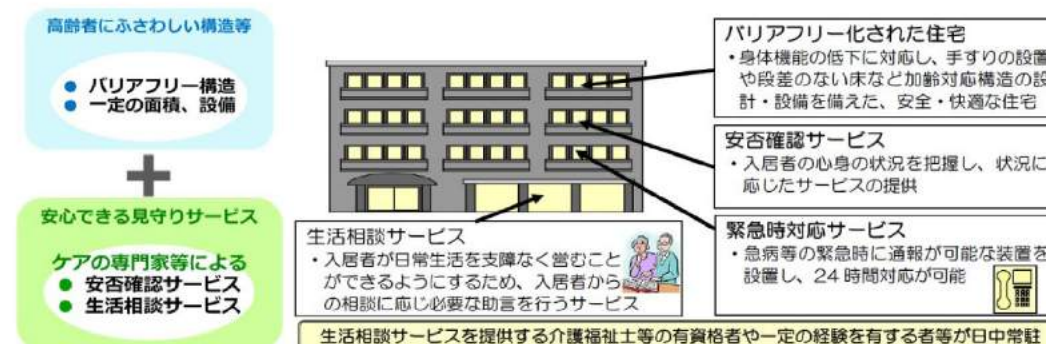
サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸整備
⇒ 令和4年度末までの供給実績 24,224戸

【今後の取組】

- ◆ 引き続き、国の整備事業に対し、都も上乗せ補助を実施することなどにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進
- ◆ R5「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」主な変更点
 - ・改修費の補助にかかる増額（180万円/戸 → 195万円/戸）
 - ・既設改修の新設（既設のサ高住でIoT技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする工事）
 - ・一般住宅及び交流施設を併設する事業を加算メニューに変更

【参考】

サービス付き高齢者向け住宅



住宅セーフティネット制度

【取組概要等】

令和5年度予算 428百万円

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（都の愛称：東京ささエール住宅）の登録制度や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始（令和4年度末現在 49法人）
- 住宅確保要配慮者専用住宅の貸主等へ改修費や家賃低廉化等に係る補助を行う区市町村に対し財政支援を実施。加えて、要配慮者の入居に伴う貸主等の不安軽減や登録意欲の向上を図るため、都独自の取組として、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を実施するなど、登録促進を強化

《東京都居住支援協議会》

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助や、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（令和4年度末時点30区市で設立）
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を実施

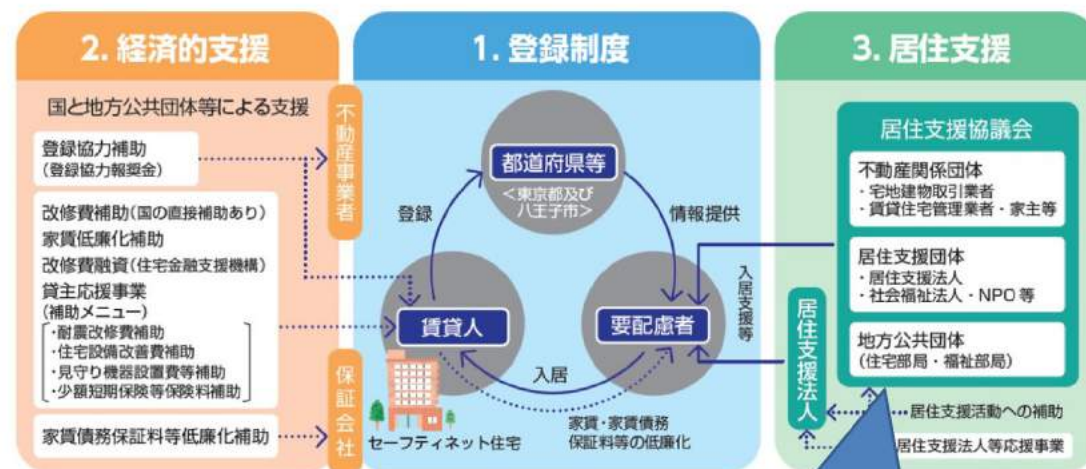
※『東京都住宅マスタープラン』（2022(令和4)年3月改定）の政策指標

専用住宅の登録戸数…2030年度末 3,500戸（R4年度末 684戸）

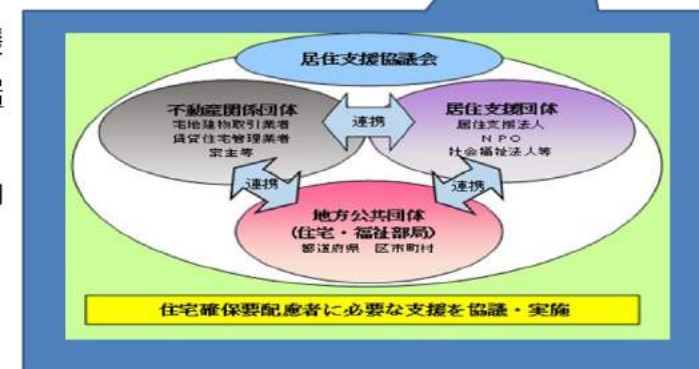
居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率…2030年度末 95%（R4年度末 81%）

【令和5年度の主な施策】

- ◆ 専用住宅の供給促進に向けて、耐震改修工事や住宅設備改修工事、見守り機器設置等に対する補助メニューを揃え、専用住宅に登録する貸主等を支援
- ◆ 専用住宅の登録促進と入居者の居住支援の充実を図るため、サブリース物件を新たに専用住宅として登録・運営する居住支援法人等を支援
- ◆ 区市町村居住支援協議会等への補助を拡充し、協議会設立前の活動へも支援するとともに、地域における連携強化や課題解決に向けた検討等に資するワーキングを東京都居住支援協議会に新たに設置



【住宅セーフティネット制度のイメージ（令和5年度）】



6 生活支援体制整備の推進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-3】地域で支え合える	目標設定する に至った 現状と課題	○ 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増える見込まれており、生活支援サービスを充実していくことが求められている ○ 高齢者自身が支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ちつつ、時には「地域社会を支える担い手」となり、住民相互に支え合うことも重要
参考指標 (アウトカム指標)	・住民同士の支え合いにより生活上の困りごとを解決する仕組みが できている		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考 資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項1	生活支援コーディネーターの養成や資質向上を図るため、研修を実施 (関連する取組) ・生活支援体制整備強化事業	180人 (初任者)、 60人 (現任者) (各年度)	173人 (初任者) 40人 (現任者 I) 29人 (現任者 II)	<自己評価> ・初任者研修を2コース実施し、合計で173人が受講した。 ・現任者研修Ⅰを1コース(計6日間)実施し、合計で40人が受講した。 ・現任者研修Ⅱを5コース実施し、合計で29人が受講した。 ・研修はいずれもオンラインで実施し、コロナ禍においても受講できる機会を確保した。 <今後の取組方針> ・引き続き研修を実施し、各区市町村における生活支援体制整備事業の推進を支援する。	187人 (初任者) 51人 (現任者 I) 21人 (現任者 II)	<自己評価> ・初任者研修を2コース実施し、合計で187人が受講した。 ・現任者研修Ⅰを1コース(計6日間)実施し、合計で51人が受講した。 ・現任者研修Ⅱを5コース実施し、合計で21人が受講した。 ・研修はいずれもオンラインで実施し、コロナ禍においても受講できる機会を確保した。 <今後の取組方針> ・引き続き研修を実施し、各区市町村における生活支援体制整備事業の推進を支援する。	167人 (初任者) 43人 (現任者 I) 62人 (現任者 II)	<自己評価> ・初任者研修を2コース実施し、合計で167人が受講した。 ・現任者研修Ⅰを1コース(計6日間)実施し、受講者のうち、43人が全単元を受講した。 ・現任者研修Ⅱを15コース実施し、合計で62人が受講した。 <評価の考え方> ・目標をおおむね順調に実施。引き続き研修を実施し、各区市町村における生活支援体制整備事業の推進を支援する。	B	別紙5-11
事項2	各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、情報交換会を実施 (関連する取組) ・生活支援体制整備強化事業	2回 (各年度)	2回	<自己評価> ・行政担当者及び生活支援コーディネーターに向けて情報交換会を5月と2月に実施し、各区市町村の情報交換、横の繋がりが形成を支援した。 <今後の取組方針> ・各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、引き続き取組を推進する。	2回	<自己評価> ・行政担当者及び生活支援コーディネーターに向けて情報交換会を5月と2月に実施し、各区市町村の情報交換、横の繋がりが形成を支援した。 <今後の取組方針> ・各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、引き続き取組を推進する。	2回	<自己評価> ・行政担当者及び生活支援コーディネーターに向けて情報交換会を5月と1月に実施し、各区市町村の情報交換、横の繋がりが形成を支援した。 <評価の考え方> ・目標をおおむね順調に実施。各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図るため、引き続き取組を推進する。	B	別紙5-11

生活支援体制整備強化事業事業概要 (R5予算額 21,064千円)

現状の課題

- ① 生活支援コーディネーターの新規配置や人事異動等により、研修を必要とする区市町村が一定数ある。
- ② 都内の生活支援サービスの充実を図っていくために、配置されたコーディネーターの資質向上支援が必要

都における支援の方向性

- ① 生活支援体制の地域格差を抑制するため、重層的な支援を行う。
- ② 生活支援サービスの充実に向けた取組が具体的に進むよう、実践的な研修を追加するとともに、将来的には、区市町村自身が管内の生活支援コーディネーターを育成していけるよう支援していく。

支援策

研修

生活支援コーディネーター養成研修

対象：第1層・第2層の生活支援コーディネーター等

- ・各区市町村の生活支援コーディネーターやその候補者に対し、生活支援コーディネーター及び協議体に求められる役割・機能や、サービス開発の手法、地域の多様な主体との連携の必要性等について理解し、業務を行う上で必要な知識及び機能の習得・向上を図るための研修を実施

◆初任者研修

- ・生活支援コーディネーター配置の背景、生活支援コーディネーター・協議体の役割等
⇒1コース(2日間)×2回 年間180名(90名×2回)

◆現任者研修Ⅰ

- ・地域アセスメント、協議の場づくり、資源開発、運営支援等
⇒6日×1コース 年間60名

◆現任者研修Ⅱ

- ・地縁活動、居場所づくり等の進め方(現地見学を含む)
⇒1日×10名×6コース 年間60名(各自治体1名程度)

情報共有

生活支援体制整備事業情報交換会

対象：第1層・第2層の生活支援コーディネーター等

- ・管内自治体の取組事例の紹介
- ・区市町村が抱える課題や解決策を共有し、グループワークでの情報交換等により、地域同士の横のつながりを促進
⇒年2回程度実施

7 地域ケア会議の推進

ビジョン ・目標	②安心して暮らし続けられる 【②－3】地域で支え合える	目標設定する に至った 現状と課題	○ 要支援者等が、地域で可能な限り自立した日常生活を送るためには、自身の生活機能の低下に早期に気づき、 状態の改善とその維持に取り組むことが重要 ○ このため、区市町村において、多職種が連携し、要支援者等の自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の推進 に取り組むことが求められている。
参考指標 (アウトカム 指標)	・高齢者の自立支援・介護予防に向け、多職種が連携し、地域課題 の抽出と課題解決に取り組む体制ができている		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考 資料
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評定の考え方	評定	
事項1	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の 実践者養成研修の講師を育成するための研修を 実施 （関連する取組） ・自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推 進事業	153人 (各年度)	144人	＜自己評価＞ ・講師養成研修を3コース実施し、 合計で144人が受講した。 ・研修はオンラインで実施し、コロ ナ禍においても受講できる機会を確 保した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、各区市町 村が地域ケア会議を有効に活用でき るよう支援する。	131人	＜自己評価＞ ・講師養成研修を3コース実施し、 合計で131人が受講した。 ・研修はオンラインで実施し、コロ ナ禍においても受講できる機会を確 保した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き研修を実施し、各区市町 村が地域ケア会議を有効に活用でき るよう支援する。	134人	＜自己評価＞ ・講師養成研修を3コース実施し、 合計で134人が全課程を受講した。 ・研修はオンラインで実施した。 ＜評定の考え方＞ ・目標をおおむね順調に実施。フオ ローアップを行う研修を実施し、各 区市町村が地域ケア会議を有効に活 用できるよう支援する。	B	別紙 5-12
事項2	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議に 取り組む区市町村の連携強化・課題解決支援の ため、実務者連絡会議を開催 （関連する取組） ・自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推 進事業	1回 (各年度)	1回	＜自己評価＞ ・地域ケア会議の実務者を対象に実 務者連絡会議を11月に実施し、85名 が参加した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き連絡会を実施し、自立支 援・介護予防に向けた地域ケア会議 に取り組む区市町村の連携強化・課 題解決を支援する。	1回	＜自己評価＞ ・地域ケア会議の実務者を対象に実 務者連絡会議を11月に実施し、79名 が参加した。 ＜今後の取組方針＞ ・引き続き連絡会を実施し、自立支 援・介護予防に向けた地域ケア会議 に取り組む区市町村の連携強化・課 題解決を支援する。	1回	＜自己評価＞ ・地域ケア会議の実務者を対象に実 務者連絡会議を11月に実施し、81名 が参加した。 ＜評定の考え方＞ ・目標をおおむね順調に実施。引き 続き連絡会を実施し、自立支援・介 護予防に向けた地域ケア会議に取り 組む区市町村の連携強化・課題解決 を支援する。	B	別紙 5-12

自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業 (R5予算額 13,592千円)

事業目的

- 地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の実現のため、地域や組織の実情に合った独自の研修を行えるよう講師養成研修を実施する。
- 各区市町村内の地域ケア会議関係者の連携強化を支援するとともに、他自治体との情報の共有化等を通じ、各自治体における課題解決を支援する。

これまでの事業成果

区市町村における自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議の主要な参加者である地域包括支援センター職員、区市町村職員、専門職等を対象に自立支援・に向けた地域ケア会議実践者養成研修を実施し、「個々の高齢者に合った適切な支援方法について提案・助言できる人材」を養成した。
 - ・ 平成30年度～令和2年度の受講修了者数は、**1,199名**
- 介護予防から地域づくり・資源開発、政策形成につながる地域ケア会議の構築について、毎年モデル自治体を選定し、有識者会議を組織し、その場で地域ケア会議の運営等助言を有識者から得ることで、モデル自治体の実情に応じた地域ケア会議の構築を支援した。
 - ・ 平成29年度～令和2年度のモデル自治体数は、**7自治体**
- さらに、モデル事業の成果を区市町村へ還元するため、報告書を配布し、区市町村の報告書の活用を促進し、地域ケア会議の実践を支援した。

今後の課題

- 地域ケア会議の構成員について、組織内での人事異動等人材の入れ替えがあることや、実践を踏まえたフォローアップが必要であるため、定期的な研修の実施が求められる。
- 都が実施した自立支援・介護予防に向けた地域ケア個別会議の現状を把握するための調査によると、資源開発・政策形成につながる地域ケア会議の構築ができていないことがわかった。
- 自治体のレベルによって、地域ケア会議の取組状況・質が異なるため、報告書の活用から浮き彫りになった課題に対して対応することが困難な自治体があるため、定期的なフォローアップが求められる。

取組内容

- 区市町村における軽度者を対象とした自立支援・介護予防に向けた地域ケア個別会議の開催推進に向けて、会議の主催となることが多い地域包括支援センター職員を講師として養成するなど、各区市町村における人材育成を支援・促進する。
- 区市町村が抱える課題への解決に向けて、区市町村の地域ケア会議実務者を対象とする連絡会議を開催し、有識者による講演、先進自治体の成果・事例紹介等の報告や報告書の活用方法の指導等、区市町村の意見交換会等双方向・横展開を支援する。

自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業

人材育成

情報共有

①地域ケア会議実践のための講師養成研修

地域や組織の実情に合った区市町村独自の地域ケア会議実践者を養成する研修を行えるよう講師を育成し、地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の実現を支援する。

②区市町村実務者連絡会議

地域ケア会議・報告書の活用を通じて浮き彫りになった課題について、区市町村による情報の共有化を図り、課題解決を支援・推進する。

8 在宅療養の推進

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-4】医療が必要になっても自宅で暮らせる	目標設定するに資した現状と課題	○ 医療と介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、区市町村における在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが必要 ○ 入院患者の円滑な在宅療養生活への移行に向けて、入院時（前）から、入院医療機関とかかりつけ医、介護支援専門員等の地域の医療介護関係者が連携した入退院支援が必要 ○ 訪問看護ステーションは小規模事業所の割合が高く、休廃止する事業所も多い等、利用者への影響が懸念される。事業所の規模を拡大するためには看護職の定着が課題
参考指標（アウトカム指標）	・ 訪問診療を受けた患者数 ・ 在宅看取り（ターミナルケア）を受けた患者数 ・ 入退院支援を実施している診療所数・病院数		

目標に向けた取組		指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		参考資料	
			実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評定の考え方		評定
事項1	訪問診療等を実施していない診療所医師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催 (関連する取組) ・在宅医療参入促進事業	2回 (各年度)	動画配信 (ログイン102件) 意見交換会(WEB開催・7名) 同行研修(4件)	<自己評価> 動画配信のセミナー参加人数に対して、意見交換会及び同行研修の参加人数が極端に少ないため、実施形態及び内容について次年度以降検討が必要である。 <今後の取組方針> 引き続き在宅医療への参入促進に取り組むとともに、地域におけるかかりつけ医と在宅医との連携や在宅医療の機能分化等、仕組みづくりを促進していく。 ・令和4年度目標：セミナー2回、計160名	動画配信 (ログイン99件) 個別相談会(WEB又は書面形式・2件) 同行研修(3件)	<自己評価> 動画配信のセミナー参加人数に対して、個別相談会及び同行研修の参加人数が極端に少ない。令和4年度から実施形態及び内容について改めたところであるが、次年度以降更なる検討が必要である。 <今後の取組方針> 令和5年度から対象を中小病院の医師及び看護師にまで拡大した。 引き続き在宅医療への参入促進に取り組むとともに、地域におけるかかりつけ医と在宅医との連携や在宅医療の機能分化等、仕組みづくりを促進していく。	動画配信 (ログイン158件) 個別相談会(WEB又は書面形式・14件) 同行研修(5件)	<自己評価> 令和4年度まで個別相談会及び同行研修の参加者は動画配信のセミナー参加者に限定していたが、令和5年度はセミナー参加者以外も申込ができるようにしたところ、参加人数が増加した。 <評定の考え方> 受講対象を拡大することで令和5年度は参加人数が増加した。 引き続き、在宅医療への参入促進に取り組むとともに、地域におけるかかりつけ医と在宅医との連携や在宅医療の機能分化等、仕組みづくりを促進していく。	B	別紙5-13
事項2	医療機関における入退院支援に取り組む人材を育成・確保するとともに、入退院時における地域との連携を一層強化するための研修を実施 (関連する取組) ・入退院時連携強化事業	4回 (各年度)	3回(1回3日間・計525名)	<自己評価> 非常に多くの応募がある一方で、グループワークを含む内容であるため、参加枠を大幅に増やすことは困難である。補助事業とも連動する研修であることから、参加枠を上回る応募があった場合は、未受講者を優先する等、今後調整が必要となる。 <今後の取組方針> ・入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院内における連携強化、情報共有について、更なる充実を図っていく。	3回(1回3日間・計598名)	<自己評価> 非常に多くの応募がある一方で、グループワークを含む内容であるため、参加枠を大幅に増やすことは困難である。補助事業とも連動する研修であることから、参加枠を上回る応募があった場合は、未受講者を優先する等、今後調整が必要となる。 <今後の取組方針> ・入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院内における連携強化、情報共有について、更なる充実を図っていく。	3回(1回3日間・計556名)	<自己評価> 非常に多くの応募がある一方で、グループワークを含む内容であるため、参加枠を大幅に増やすことは困難である。補助事業とも連動する研修であることから、参加枠を上回る応募があった場合は、未受講者を優先する等、今後調整が必要となる。 <評定の考え方> 医療機関における入退院支援に取り組む人材を多数育成することができた。 引き続き、入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の強化に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院内における連携強化、情報共有について、更なる充実を図っていく。	B	別紙5-14
事項3	要介護高齢者等の在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護ステーション管理者等向け研修を実施 (関連する取組) ・訪問看護ステーション等の管理者・指導者育成事業	4コース (各年度)	4コース	<自己評価> ・本研修を4コース実施し、合計で246人が研修を修了した。 ・オンラインの活用により、コロナ禍においても受講しやすい環境を整えた。 <今後の取組方針> ・引き続き研修を実施し、訪問看護ステーションの管理者及び指導者の育成を図っていく。	4コース	<自己評価> ・本研修を4コース実施し、合計で289人が研修を修了した。 ・引き続きオンラインを活用して受講しやすい環境を整えた。修了者数は令和3年度より増加となっている。 <今後の取組方針> ・引き続き研修を実施し、訪問看護ステーションの管理者及び指導者の育成を図っていく。	4コース	<自己評価> ・本研修を4コース実施し、合計で296人が研修を修了した。 ・令和5年度もオンラインで実施した。修了者数は令和4年度より増加となっている。 <評定の考え方> ・引き続き研修を実施し、訪問看護ステーションの管理者及び指導者の育成を図っていく。	A	別紙5-15

目的

在宅医療等の大幅な需要が見込まれる中で、訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対する在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナーを開催し、在宅医療への参入促進を図る。

実施概要

- (1)対象者
訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等
- (2)形式
講義、グループワーク等
- (3)カリキュラム内容
 - 在宅医の役割や取組、地域における多職種等の連携
 - 24時間診療体制の確保等、実践している好事例・先駆的な事例の発表
 - 経験年数の長い在宅医と新たに在宅医療に携わることを考えている医師(参加者)とのディスカッション など
- (4)開催回数
年1回
- (5)実施規模
(R3~5)3年間計 480名程度

カリキュラム

実施内容	具体的内容
講演	○在宅医療について 地域における在宅医の役割、在宅療養に関わる多職種との連携や在宅療養を取り巻く社会状況を学ぶ。 ○在宅医療の現場を紹介 在宅医療の現場や、バックアップ体制を説明し、在宅医療参入への不安を払拭する。
リレートーク	○在宅医療における多職種連携 在宅医療に関わる様々な職種から、連携の事例や工夫を紹介し、連携のイメージを具体的なイメージを掴む。
意見交換会	訪問診療等に参入するにあたっての不安を解消できるよう、実績のある在宅医との意見交換会を実施。
同行研修	参加者が在宅医の訪問診療に同行し、実際の現場を体験する。

予算額

9,771千円

事業期間

平成30年度～令和5年度

※ 地域において在宅医療に関する取組実施の参考としていただくため、区市町村職員も参加可能(同行研修を除く)

【目標値の推移】訪問診療を実施している診療所数・病院数

(H28年度診療分)2,366所 ⇒ (H29年度診療分)2,316所 ⇒ (H30年度診療分)2,399所 ⇒ (R元年度診療分)2,410所 ⇒ (R2年度診療分)2,451所 ⇒ (R3年度診療分)2,481所 ⇒ (R4年度診療分)2,508所

※出典:厚生労働省「医療計画作成支援データブック」(在宅患者訪問診療料を算定した診療所数及び病院数)

入退院時連携強化研修

目的

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施する。

【研修概要】

○入退院時連携強化研修

(1)研修対象機関

病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区市町村在宅療養支援窓口、老人保健施設 等

(2)開催回数

年3回(平成30年度は年2回、令和元年度は年4回、令和2年度及び令和4年度は年3回)

(3)実施規模

○660名

(4)カリキュラム内容

○講義

- ・院内の入退院支援のしくみづくりについて
- ・入退院支援の各段階における支援について
- ・病院と地域の医療・介護関係者の情報共有・連携について など

○グループワーク

- ・入退院支援の実践例、病院と地域の連携の課題、困難事例への対応 など

予算額

28,841千円

事業期間

令和5年度から令和7年度まで

入退院時連携支援事業（補助金）

目的

入退院支援に取り組む看護師又は社会福祉士等の配置に必要な人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援する。

【補助概要】

(1)対象経費

入退院支援に取り組む看護師又は社会福祉士等の配置に必要な人件費

(2)補助基準額

上限1名 1人当たり3,600千円

【補助率】

補助要件①～③を満たす病院:1/2、補助要件①～⑤を満たす病院:3/4

(3)補助対象

都内200床未満の病院のうち入退院支援加算1を取得していない病院(ただし、精神病床のみの病院、独立行政法人、市町村立病院、都立病院などは除く)

(4)補助要件

①入院調整体制の強化に取り組むこと

例:病院の入院調整を含めた退院支援ルール作成
入院時における地域の多職種(ケアマネ等)との連携

②入退院支援担当者を中心に、在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携などに取り組むこと

③在宅療養患者の病状変化時における受入体制の確保に努めること

④在宅療養患者の受入れについて、3月で9人以上の実績があること

⑤多職種連携システムを活用して、地域の医療・介護関係者との情報共有に取り組むこと

予算額

176,400千円

事業期間

令和5年度から令和7年度まで

【目標値の推移】退院支援を実施している診療所数・病院数

(H28年度診療分)255所 ⇒ (H29年度診療分)254所 ⇒ (H30年度診療分)267所 ⇒ (R元年度診療分)253所 ⇒ (R2年度診療分)253所 ⇒ (R3年度診療分)254所 ⇒ (R4年度診療分)265所

※出典:「医療計画作成支援データブック」厚生労働省(退院支援加算を算定した診療所数及び病院数)

令和5年度 東京都訪問看護推進総合事業について

別紙5-15

●訪問看護ステーションに対する補助金制度

事業名	目的	対象事業者	対象経費
1 認定看護師資格取得支援事業 ※補助対象の分野 訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア	・訪問看護の実践と相談・指導ができる看護師の育成を支援 ・労働意欲向上、定着促進、看護職員全体の質向上の推進を図る	訪問看護ステーションが経費を負担し(一部を負担する場合も可)勤務する職員に認定看護師の資格を取得させる場合 今年度新たに申請対象となるのは、令和5年度に受験し、令和6年度に教育課程を受講する場合	①入学金・受講料 ②教育課程受講期間中の給与費等 ③認定審査料 【①～③補助率1/2】
2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業	・常勤職員が研修受講や出産・育児・介護休業等取得する際の代替職員確保にかかる経費を支援 ・訪問看護師の勤務環境の向上、定着推進を図る	常勤換算7人未満の都内訪問看護ステーション ※産休代替については復帰に関する補助条件あり	代替職員の給与費と交通費(交通費は研修代替のみ)
3 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	・訪問看護ステーションの労働環境の改善 ・看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備する	今年度新たに申請対象となるのは、開設後1年以内の訪問看護ステーションが初めて事務職員を雇用する場合 ※事務職員を雇用する前に、あらかじめ東京都へ事業計画を提出すること。事業計画提出前に既に雇用している事務職員に係る経費は補助対象外	事務職員の給与費、交通費
4 新任訪問看護師育成支援事業	・訪問看護未経験の看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションの教育体制の強化を図る ・訪問看護職員の勤務環境の向上及び定着を推進する	対象となる訪問看護ステーションの主な要件 ・管理者・指導者育成事業の「育成定着推進コース」を修了(当年度修了可) ・開設後1年以上が経過している ・令和4年度中にターミナルケア加算等の請求実績がある	雇用する看護職員の給与費、外部研修受講経費 【補助率1/2】

※ 上記は概要であり、補助金の利用にあたっては、各事業ごとに一定の要件があります。詳細は東京都ホームページをご確認ください。

●その他の事業(研修・講演会等)

事業名	目的	主な内容
5 東京都訪問看護教育ステーション事業 ※都内13か所で実施	都の指定する『教育ステーション』が、地域のステーション等から研修生を受け入れ、同行訪問や勉強会を行うなどし、地域の小規模なステーションの人材育成や地域連携強化等を支援	●訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ●地域の医療機関等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修 ●訪問看護師確保のための取組(就業相談や人材育成の相談等) ●訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組(勉強会や合同カンファレンス等)
6 管理者・指導者育成事業 ※「東京都福祉保健財団」に委託をして実施	訪問看護ステーションの管理者・指導者向けの研修を実施し、管理者・指導者を育成するとともに管理者同士のネットワーク構築を支援	①基礎実務コース:新たに管理者・指導者になった方等を対象 ②経営安定コース:管理職の経験が浅い方等を対象 ③育成定着推進コース:人材育成等について学びたい管理者・指導者を対象 ●看護小規模多機能型居宅介護実務研修:看多機管理者、看多機開設を検討している訪問看護ステーション管理者を対象
7 訪問看護人材確保事業 ※「東京都看護協会」に委託をして実施	訪問看護師を目指す看護職・学生等に対して、訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし、訪問看護人材確保を図る	訪問看護師を目指す看護職・学生等に対象としたPR講演会等の開催
8 いきいき・あんしん在宅療養サポート 訪問看護人材育成支援事業	訪問看護師の知識の確認と実践能力の維持・向上を目指す	シミュレーション教育プログラムを作成し、eラーニングと人体型シミュレータを活用して研修を実施 ※令和5年度はプログラム作成のための調査を実施。研修は令和6年度から開始予定

①②は都内すべての訪問看護ステーション管理者・指導者の受講を推奨しています。

東京都ホームページ

訪問看護ステーションに関する各事業の内容や最新情報のご案内しております。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



訪問看護OJTマニュアル

同行訪問による指導や支援の実践方法を中心とし、比較的規模の小さいステーションでも取り組みやすいOJTの手法をまとめたマニュアルです。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/ojtmニュアル.html>



訪問看護オンデマンド研修動画

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。訪問看護職等のスキルアップのために活用してください。

※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することはお控えください。

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhnyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



9 認知症施策の推進

ビジョン・目標	②安心して暮らし続けられる 【②-5】認知症になっても地域で安心して暮らせる	目標設定するに 至った 現状と課題	○ 認知症の人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるためには、区市町村をはじめとした関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが必要 ○ 高齢者に身近な診療所や急性期病院等において、認知症の人が適切な治療やケアを受けられるよう、認知症に精通した医師や看護師等の医療従事者を育成することも急務 ○ 軽度認知障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援を受けられる体制を構築することが必要 ○ 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要
参考指標 (アウトカム指標)	・早期診断や専門的な医療・ケアを提供する仕組み、地域で支える仕組みができています。		

目標に向けた取組	指標 (プロセス指標)	令和3年度		令和4年度		令和5年度			参考資料
		実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 今後の課題・対応策	実績	自己評価と 評価の考え方	評価	
事項1 適切な認知症診療の知識等の習得に向けたかかりつけ医認知症研修の実施 (関連する取組) ・認知症疾患医療センター運営事業	7,200人 (令和5年度まで) ※ 令和7年度までに 8,000人	6,435人	<自己評価> ・都内12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、各2回以上実施した。 ・オンラインの活用等により、コロナ禍においても受講できる機会を確保した。 <今後の取組方針> ・引き続き、認知症疾患医療センターがかかりつけ医等の医療従事者等に向けた研修を行うことにより、地域における認知症医療の充実と地域における認知症対応力の向上を図っていく。	6,918人	<自己評価> ・都内12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、各2回以上実施した。 ・オンラインの活用等により、受講できる機会を確保した。 <今後の取組方針> ・引き続き、認知症疾患医療センターがかかりつけ医等の医療従事者等に向けた研修を行うことにより、地域における認知症医療の充実と地域における認知症対応力の向上を図っていく。	7,413人	<自己評価> ・都内12か所の地域拠点型認知症疾患医療センターにおいて、オンライン等を活用しながら年2回以上実施し、プロセス指標を達成した。 <評価の考え方> ・認知症疾患医療センターが研修を実施することで、各地域における認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ってきた。今後は、令和6年1月に施行された認知症基本法の理念や新たな認知症抗体薬に関する情報も盛り込み、引き続き医療従事者等の認知症対応力の向上を図っていく。	B	別紙5-16
事項2 研修や普及啓発等により、日本版BPSDケアプログラムの都内全域への普及を推進 (関連する取組) ・認知症とともに暮らす地域あんしん事業	45区市町村 (令和5年度まで)	35区市町村	<自己評価> ・令和3年度から、区市町村での取組の有無にかかわらず、プログラム利用を希望する事業所が利用できる仕組みとした。 ・また、アドミニストレーター養成研修について、eラーニングを本格導入し、受講しやすい環境を整えた。 ・以上の取組等により、利用が広がった。 <今後の取組方針> ・引き続き、研修等を着実に実施するとともに区市町村への働きかけを行い、都内におけるプログラムの普及を図っていく。	41区市町村	<自己評価> ・令和4年度についても、区市町村での取組の有無にかかわらず、プログラム利用を希望する事業所の利用を可能とした。 ・また、アドミニストレーター養成研修について、事業者に対する周知を強化することで、受講が広がった。 <今後の取組方針> ・引き続き、研修等を着実に実施するとともに区市町村への働きかけを行い、都内におけるプログラムの普及を図っていく。	45区市町村	<自己評価> ・都が合同研修を実施することなどによりアドミニストレーターの養成を推進するとともに、区市町村及び事業所への周知を積極的に実施し、プロセス指標を達成した。 <評価の考え方> ・認知症の行動・心理症状（BPSD）を軽減するケアプログラムの普及を着実に推進することで、認知症ケアの質の向上を図っている。なお、都では、アドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされる推進研修として実施し、更なる普及を図っていく。	B	別紙5-17
事項3 チームオレンジ・コーディネーターの養成等により、チームオレンジの整備に取り組む区市町村を支援 (関連する取組) ・認知症サポーター活動促進事業	40区市町村 (令和5年度まで) ※ 令和7年度までに 62区市町村	10区市	<自己評価> ・新型コロナウイルス感染症の流行により、集合形式で行う必要のあるチームオレンジ・コーディネーター研修を実施することができなかった。 <今後の取組方針> ・令和4年度は、引き続きキャラバンメイトの養成を行うとともに、コーディネーター研修を年2回実施できるよう、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて調整を行い、区市町村がチームオレンジの整備に取り組めるよう支援を実施していく。	17区市町	<自己評価> ・チームオレンジ・コーディネーター研修において、オンライン・チューターによる講義の他、先進自治体の事例共有等を行い、チームオレンジ整備に取り組む区市町村は着実に増加したが、プロセス指標には達しなかった。 <今後の取組方針> ・令和5年度は、引き続きキャラバンメイトの養成を行うとともに、コーディネーター研修を年2回実施し、区市町村がチームオレンジの整備に取り組めるよう支援を実施していく。	26区市町村	<自己評価> ・チームオレンジ・コーディネーター研修において、オンライン・チューターによる講義の他、先進自治体の事例共有等を行い、チームオレンジ整備に取り組む区市町村は着実に増加したが、プロセス指標には達しなかった。 <評価の考え方> ・チームオレンジの整備には、個々の自治体に寄り添った具体的な支援が必要であることから、令和6年度から未設置の区市町村へのアドバイザー派遣事業を開始し、取組の推進を図る。	C	別紙5-18

(1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、各地域において認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図る。

(2) 実施主体

東京都（地域拠点型認知症疾患医療センターに委託）

(3) 研修対象者

都内で勤務（開業を含む）する医師及び歯科医師

(4) 研修内容

標準的なカリキュラムに基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術等の習得に資する内容とする。

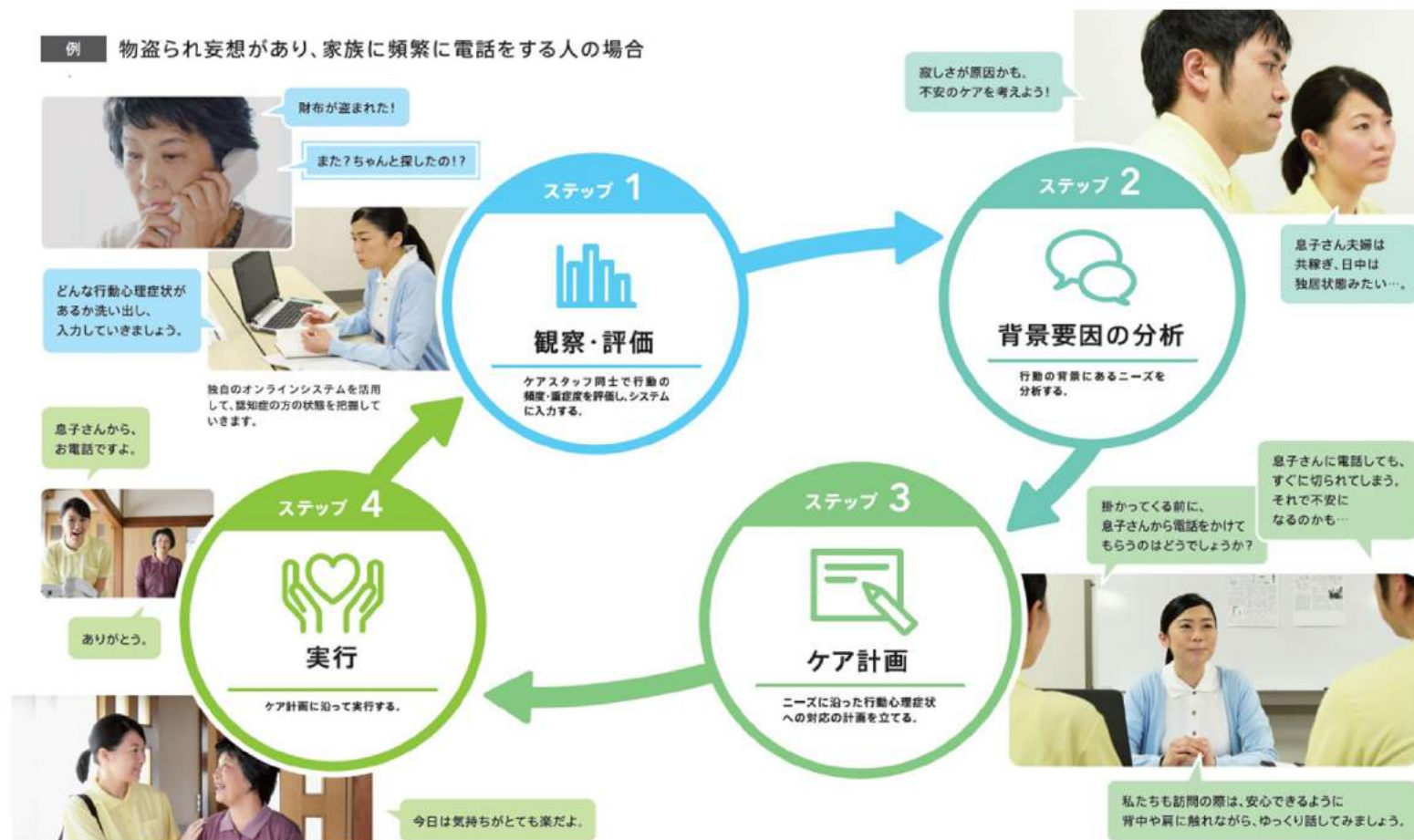
1 かかりつけ医の役割	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医ができることを理解する
	到達目標	1 認知症施策推進大綱等の施策の目的を踏まえ、かかりつけ医の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期診断・早期対応の意義・重要性を理解する
	主な内容	・認知症を取り巻く施策（認知症施策推進大綱等） ・早期発見・早期対応の意義 ・かかりつけ医に期待される役割 ・本人の視点を重視したアプローチ ・診断後の支援
2 基本知識	ねらい	認知症に関する基本的な知識・診断の原則を理解する
	到達目標	1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及び診断のポイントを理解する 3 認知症の診断の手順及び鑑別すべき疾患について理解する
	主な内容	・認知症の原因疾患 ・認知症の診断基準 ・認知症の診断のポイント（画像診断・鑑別診断のポイント等） ・認知症と鑑別すべき他の疾患
3 診療における実践	ねらい	認知症のアセスメント及び具体的な対応の原則を踏まえた、診療におけるマネジメントを理解する
	到達目標	1 認知症の問診・アセスメントのポイントを理解する 2 認知症の治療についての原則・具体的な方法について理解する 3 行動・心理症状（BPSD）に対する対応の原則を理解する 4 治療期の本人・家族への対応及び実践上のポイントを理解する
	主な内容	・認知症初期の対応のポイント ・認知症の問診・アセスメント ・認知症の診療におけるマネジメント（非薬物・薬物療法等） ・BPSDに対する対応 ・認知症治療における留意点 ・本人・家族（介護者）への対応
4 地域・生活における実践	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、多職種連携の重要性を理解する
	到達目標	1 かかりつけ医による認知症ケアのポイントを理解する 2 認知症である人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要なかかりつけ医の役割を理解する 3 多職種連携による支援体制構築におけるかかりつけ医の役割を理解する
	主な内容	・認知症ケア・支援の基本 ・認知症の人の意思決定の支援について ・認知症の医療・介護に関する施策・制度等 ・多職種連携

(5) 実施方法

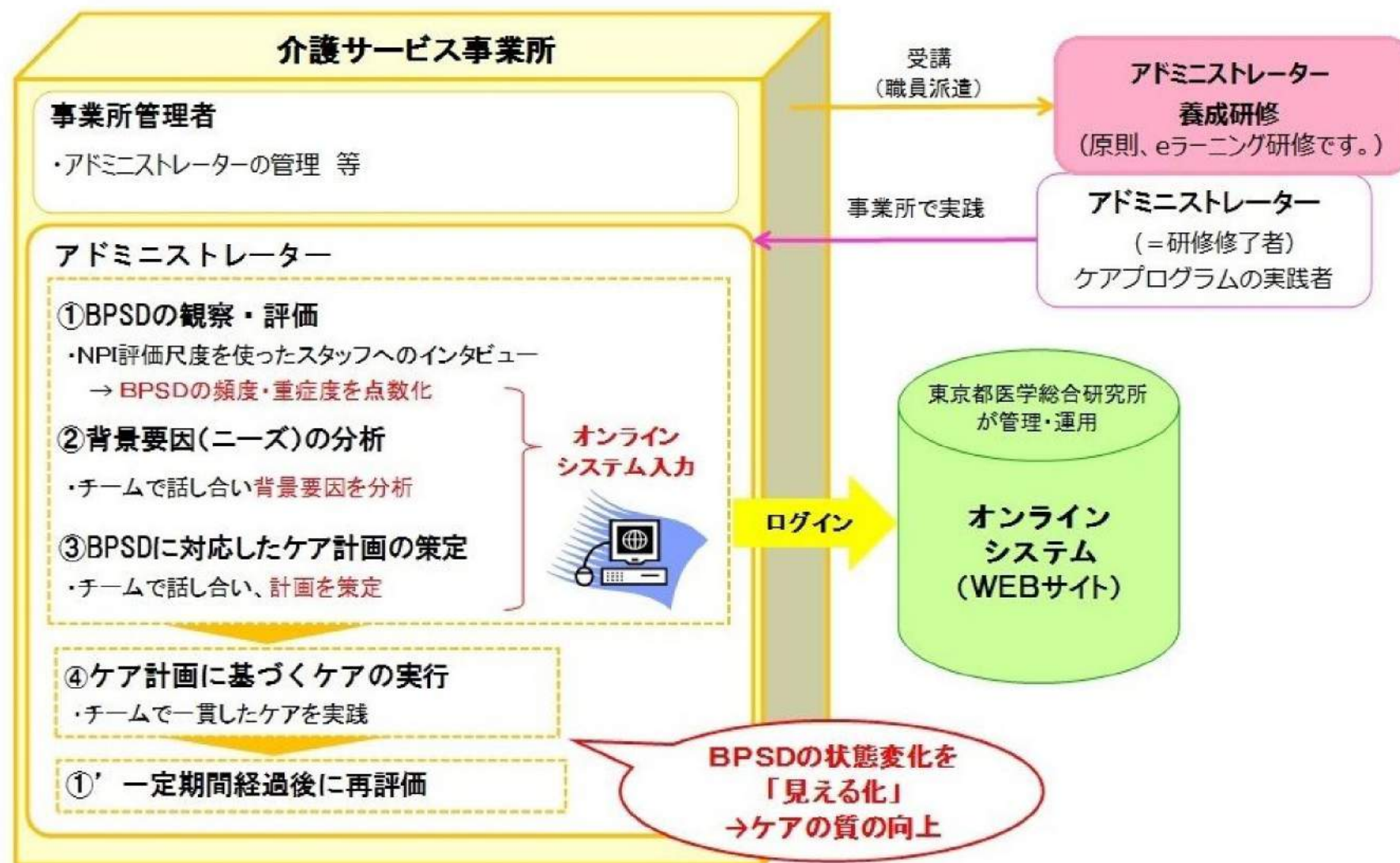
地域拠点型認知症疾患医療センターにて、年2回以上開催

「日本版BPSDケアプログラム」(平成30年度～)

- 東京都と(公財)東京都医学総合研究所(西田淳志社会健康医学研究センター長)が協働で開発
- BPSD(妄想、徘徊、大声などの行動・心理症状)は不安や焦り、恐怖等から生じることも多く、問題行動ではなく周囲に自身のニーズを伝えるメッセージとしてとらえることが重要
- ICT(情報通信技術)を活用して、介護従事者等が認知症の人の隠れたニーズを発見し、適切に対応できるよう支援
- 効果が科学的に確認されている同プログラムの全国展開に向け、これまで国の研究事業に協力

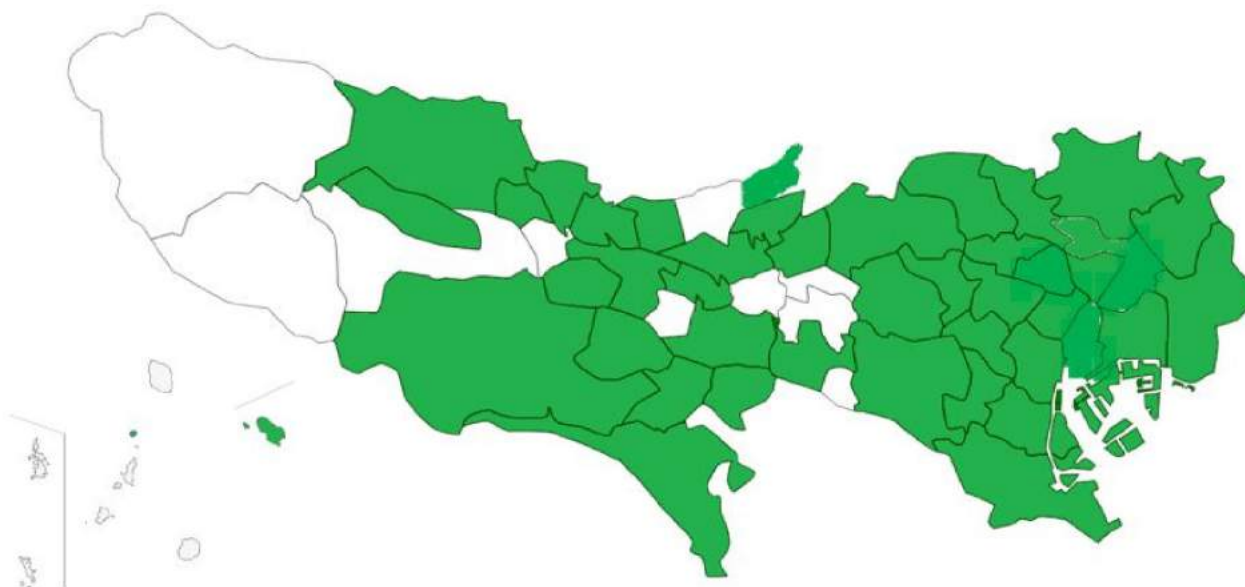


都では、日本版BPSDケアプログラムのアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で新設された「認知症チームケア推進加算」の要件である「認知症チームケア推進研修」とみなします。



緑 アドミニストレーターがいる都内自治体45区市町村(令和5年度末)

千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小平市・日野市・国分寺市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・西東京市・瑞穂町・日の出町・利島村・八丈町



令和5年度末

利用事業 所数	アドミニ ストレー ター数
703 か所	1,211 人

「未来の東京」戦略 version up. 2024. 3 か年のアクションプラン

戦略&プロジェクト名	取組名	再掲	2023年度末実績見込み	2024年度計画	2025年度計画	2026年度計画
4-6.TOKYO認知症施策 推進プロジェクト	日本版BPSDケアプ ログラムの普及		認知症の行動・心理症状 の改善が期待される「日 本版BPSDケアプログラ ム」を普及するため支援 45区市町村	55区市町村	62区市町村	62区市町村



認知症サポーター活動促進事業の概要

別紙5-18

経緯

- 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日決定）のKPI／目標値として、**2025年（令和7年度）までに「全区市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ*1など）を整備」**することが明記。
 - *1：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み
- 区市町村における認知症サポーターの活動促進に向けた取組については、介護保険の地域支援事業に位置づけられ、東京都では「認知症サポーター活動促進事業」を開始（令和2年度～）。

事業の概要

東京都

【事業内容】

地域において認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材を育成し、認知症サポーターの活動を促進する

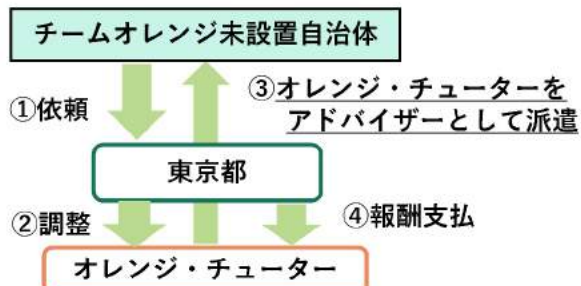
1 チームオレンジ・コーディネーター研修の実施

チームオレンジの立ち上げや運営支援等を行うコーディネーターやチームリーダー等に対し、チームの運営等に関する研修を実施
 <講師> オレンジ・チューター*2等
 *2：厚生労働省が実施する養成研修の修了者
 <規模> 年2回・160人程度

2 チームオレンジの設置に取り組む区市町村へのアドバイザー派遣

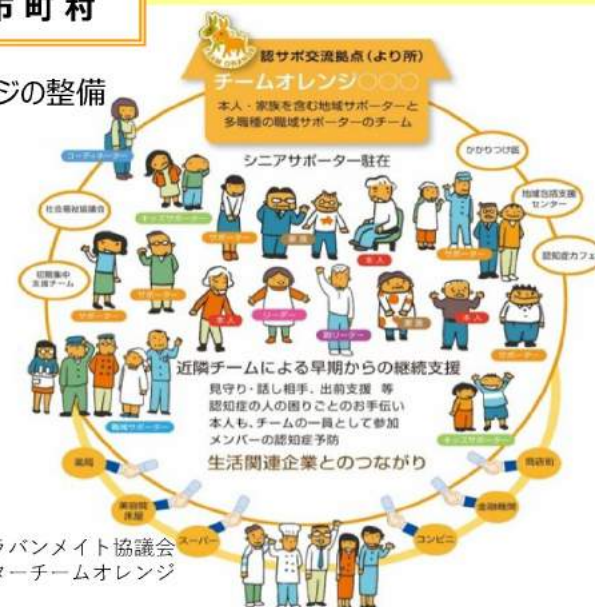
R6
新規

チームオレンジの立ち上げや活動の支援のため、希望する区市町村にオレンジ・チューターをアドバイザーとして派遣し、現場訪問やオンライン相談により助言等を行う。
 （令和7年度まで）



区市町村

チームオレンジの整備 活動促進



3 キャラバン・メイト養成研修の実施

区市町村や企業等が行う認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成する研修を実施
 <規模> 年5回・400人程度

4 認知症サポーターの活動促進に向けた支援

区市町村へのチームオレンジの普及啓発、先進的な取組の紹介等

側面的支援